

■春日井市都市計画マスタープラン（抜粋）（平成 22 年 3 月策定）

（1）都市像



（7）都市景観

基本的な考え方

本市では、平成 6 年に都市景観条例を定め、景観に配慮した公共建築物の整備や緑化を推進するとともに、大規模な建築物などの建設に対して助言指導を行うなど、魅力的な景観形成に取り組んできました。

都市景観の形成は、息の長い地道な活動や地域と協働した取り組みが必要であることから、景観に対する市民の意識をさらに高揚するとともに、公共事業や民間開発においては景観に配慮した緑化や施設デザインを検討し、また豊かな自然環境や歴史・文化といった地域資源を活用するなど、市民、事業者、行政が一体となって魅力ある景観形成を図っていく必要があります。



成果指標

	基準値 (基準年度)	調査時点		備考
		5年後	10年後	
地域団体が協力して管理する公園（ちびっこ広場を含む）の数（か所）	391	400	410	緑豊かな都市環境をつくるため、地域団体との連携を進め、協力して管理する公園の増加を目指す
緑化されている市道の総延長（km）	61.8	64.8	68.7	緑豊かな都市環境をつくるため、市道の緑化整備を進め、緑化されている市道の増加を目指す
美しい街並みだと思っている人の割合（％）	48.3	54	61	魅力的な都市景観が形成されるよう、街路樹などによる街並みの形成を図り、美しい街並みだと思う人の割合の増加を目指す
近くの公園や道路がきれいだと思う人の割合（％）	43.8	51	60	清潔で美しい生活環境の維持向上を図るため、公園や道路の環境美化を進め、きれいだと思う人の割合の増加を目指す

（2）まちづくりの目標

- ① 都市の機能が集約したまちづくり
- ② 活力のあるまちづくり
- ③ 人と環境にやさしいまちづくり
- ④ 安全・安心なまちづくり

⑤ うるおいのあるまちづくり

都市の魅力を生み出し、都市の文化を醸し出す美しい景観を育てていくため、都市の顔となる景観、水と緑のうるおいのある景観、文化や歴史を感じる景観、美しい街並み景観の形成を図るとともに、緑豊かな自然環境の保全と活用を行い、うるおいあるまちづくりを目指します。

- ⑥ 市民主体のまちづくり